



議案第九号

三朝右岸幹線管渠築造工事(そのノ)請負契約の締結についての議決の  
一部変更について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事(そのノ)請負契約の締結についての議決(昭和  
六十年十一月二十五日)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和二十二年法律  
第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年二月二十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十年三月廿八日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

四 契約金額中「四二二〇〇〇〇〇円」を「四二七〇五八九三元」に改める。